明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務七〇）　一
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同七一）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同七二）　七
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同七三）　八
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同七四）　八
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同七五）　八
○国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件（厚生労働三四）　三
○平成三十年度技能検定実施計画（同三五）　三
○公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録に関する件（国土交通二六三）　四
○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（同二六四）　四

〔資　料〕

四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（二〇一七（平成二十九）年十～十二月期）（内閣府）　五

〔公　告〕

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価、酒類の地理的表示を変更する件（壱岐・球磨・薩摩・琉球）、基本測量関係事項関係　五

裁判所
破産、免責、再生関係　五

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　五

会社その他
会社決算公告　六

告示

○総務省告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項（法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十年二月二十七日

総務大臣　野田　聖子

(一)　政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
希望の党参議院比例区第1支部	中山　恭子	高橋　陽一	東京都新宿区市谷本村町二―四	参議院議員	○	二九、一一、七
公明党衆議院比例区北陸信越第2総支部	太田　昌孝	澁谷　朗	長野県長野市栗田八四九―二三	衆議院議員	○	二九、一一、二
公明党参議院比例区第7総支部	竹内　真二	四本木　昭	神奈川県横浜市港南区港南一―九―四	参議院議員	○	二九、一一、二
自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	江渡　聡徳	中野渡勇治	青森県十和田市東三番町三七―七	衆議院議員	○	二九、一〇、二
自由民主党岩手県衆議院比例区第一支部	橋本　英教	工藤　健人	岩手県大船渡市盛町字木町二―八	衆議院議員	○	二九、一〇、二
自由民主党茨城県衆議院比例区第一支部	神田　裕	和田　一男	茨城県水戸市笠原町二四―四	衆議院議員	○	二九、一二、一四
自由民主党栃木県衆議院比例区第一支部	佐藤　明男	野中　洋介	栃木県宇都宮市本町一―二二	衆議院議員	○	二九、一二、一三
自由民主党群馬県衆議院比例区第二支部	中曽根康隆	大山　充	群馬県前橋市石倉町三―一三―三	衆議院議員	○	二九、一二、二二
自由民主党埼玉県衆議院比例区第一支部	百武　公親	宮崎　達也	埼玉県さいたま市浦和区高砂三―九―一四	衆議院議員	○	二九、一二、一一
自由民主党島根県衆議院比例区第一支部	三浦　靖	長尾　広志	島根県松江市内中原町一四〇―二	衆議院議員	○	二九、一二、一一